

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福岡労働局

最終更新日：令和2年10月2日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
九州電気サポート(株)	福岡県福岡市中央区	R1.10.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第194条の17	樹木伐採工事現場において、高所作業車を主たる用途以外の用途に使用させたもの	R1.10.16送検
(有)田原工務店	福岡県飯塚市	R1.11.5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約2.7mの箇所で作業を行わせるに際し、墜落防止措置を講じていなかったもの	R1.11.5送検
(株)川内電気商会	福岡県福岡市博多区	R2.1.14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約5.6mの作業床で作業を行わせる際に、手すりの設置等の墜落防止措置を講じていなかったもの	R2.1.14送検
トマト建設(株)	福岡県福岡市博多区	R2.1.14	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	下請労働者に高さ約5.6mの作業床を使用させる際に、手すり等の墜落防止措置を講じていなかったもの	R2.1.14送検
(有)フジ・グローバル・ジャパン	静岡県富士宮市	R2.1.14	労働安全衛生法第20条 ボイラー及び圧力容器安全規則第64条	安全弁を備えていない第一種圧力容器を使用していたもの	R2.1.14送検
高倉運輸(株)	福岡県遠賀郡遠賀町	R2.2.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	貨物自動車に接触する恐れのある箇所に労働者を立ち入らせたもの	R2.2.7送検
元木建設(株)	福岡県福岡市博多区	R2.3.2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせたもの	R2.3.2送検
(株)フジマックネオ	福岡県古賀市	R2.3.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第28条	プレス機械の安全装置が有効な状態で使用されるよう点検整備を行っていなかったもの	R2.3.5送検
アプライド(株)	福岡県福岡市博多区	R2.5.8	労働基準法第32条	労働者2名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R2.5.8送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(同)Maxy	福岡県大野城市	R2.6.4	最低賃金法第4条	労働者1名に対し、2か月間の定期賃金合計約10万円を支払わなかったもの	R2.6.4送検
アビル工業(株)	福岡県春日市	R2.6.12	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 派遣法第45条第3項	高さ約6mの作業床で作業を行わせる際に、手すりの設置等の墜落防止措置を講じていなかったもの	R2.6.12送検
大祥工業(有)	福岡県宗像市	R2.7.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第361条	明り掘削の作業を行うに際し、地山の崩壊等の危険を防止する措置を講じていなかったもの	R2.7.2送検
ヤクシン開発(株)	福岡県北九州市八幡西区	R2.8.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	ベルトコンベアーの回転軸で労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に、囲い等設けていなかったもの	R2.8.6送検
(株)嶋本建設	佐賀県小城市	R2.8.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせたもの	R2.8.6送検
西日本高速運輸(株)	福岡県那珂川市	R2.8.7	最低賃金法第4条	労働者2名に対し、1か月間の定期賃金合計約44万円を支払わなかったもの	R2.8.7送検
(株)エム・エー・ディー九州	福岡県福岡市博多区	R2.8.11	最低賃金法第4条	労働者1名に対し、2か月間の定期賃金合計約64万円を支払わなかったもの	R2.8.11送検
三興ホンダモーター(有)	福岡県北九州市若松区	R2.8.20	最低賃金法第4条	労働者3名に対し、1か月間の定期賃金合計約42万円を支払わなかったもの	R2.8.20送検
優進工業	福岡県北九州市八幡西区	R2.8.20	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	休業4日以上労働災害について、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R2.8.20送検
石澤製作所	福岡県大野城市	R2.9.3	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の14	防鳥ネットの補修工事において、フォークリフトを主たる用途以外の用途に使用させたもの	R2.9.3送検

福岡労働局

最終更新日：令和2年10月2日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(特非)にじの会	福岡県中間市	R2.9.8	最低賃金法第4条	労働者1名に対し、2か月間の定期賃金の一部を支払わなかったもの	R2.9.8送検